

令和 4 年 9 月 15 日

(お知らせ)

お客様 各位

住宅性能評価手数料及び長期使用構造等の確認手数料の改定について

一般財団法人 なら建築住宅センター

日ごろは、当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

品確法及び長期優良住宅法の改正により、令和 4 年 10 月 1 日から住宅性能評価においてはこれまで選択制であった一次エネルギー消費量等級の必須化、長期優良住宅においても一次エネルギー消費量基準の追加や壁量計算の見直し等が行われます。また、戸建住宅の断熱等性能等級の更なる上位等級の創設などが併せて施行となります。

これらの改正に伴い、当センターにおいては審査事務量及び検査事務量の増加が見込まれることから標記の手数料について改定させていただくこととしました。

今後とも、より一層の業務品質の確保と顧客サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解と引き続きのご愛顧を賜りますようお願いいたします。

●改定後の手数料額（経過措置を含む）について

当センターホームページの令和 4 年 1 月 1 日改定の手数料表をご確認ください。

●改定後の手数料の適用日について

令和 4 年 1 月 1 日の設計住宅性能評価申請及び長期使用構造等の確認申請より適用します。

●当センターにおける申請受付の取扱いについて

上記法改正（施行日令和 4 年 10 月 1 日）にかかる経過措置については、次のとおりとなっています。ついては、当センターにおける申請受付事務を考慮していただき、令和 4 年 9 月 30 日の午前中に申請（窓口申請、WEB 申請とも）していただきますようお願いいたします。

<法改正の経過措置>

（住宅性能評価）

施行日（令和 4 年 10 月 1 日）より前に申請にされた設計住宅性能評価は、旧基準（現行基準）が適用されます。また、施行日前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び施行日までに設計住宅評価申請をして設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅設計評価については、旧基準（現行基準）が適用されます。

（長期使用構造等の確認）

施行日（令和 4 年 10 月 1 日）より前に申請された長期使用構造等の確認は、旧基準（現行基準）が適用されます。また、施行日前に長期使用構造等の確認が行われた住宅及び施行日までに長期使用構造等の確認申請をして長期使用構造等の確認が行われた住宅に係る変更確認等については旧基準（現行基準）が適用されます。

なお、旧基準（現行基準）により確認を受けた住宅について所管行政庁への認定申請をする場合は、当該認定申請が令和 5 年 3 月 31 日までとされています。

■お問い合わせ

手数料の改定等について不明な点があれば、当センター業務課住宅性能評価係までお問い合わせ願います。 電話：0742-27-6555